

京都府立医科大学附属北部医療センター誌投稿規程

1. 本誌は京都府立医科大学附属北部医療センターの学術誌として、広く医学、看護学、薬学等に関する総説、原著、症例報告、看護研究・学会・研究会などの業績記録、病院の管理・運営に関するもの、その他を掲載し、年一回以上発行する。
2. 投稿原稿の著者は当院の職員とする。ただし、当院職員以外の者であっても、編集委員会の承認を得た場合はこの限りではない。また、編集委員会が特に必要と認めるときは、本会内外に論文の寄稿を依頼し、本誌に掲載することができる。
3. 本誌への掲載を希望する者は、投稿規程および執筆要領にしたがって、記述された原稿を定められた期日までに編集委員会へ提出しなければならない。また、編集委員会は投稿者に修正を求めることができる。
4. 掲載原稿の採否、掲載順序、体裁などは編集委員会で決定し、管理職会議の承認を得ることとする。
5. 掲載原稿は、USB メモリーを除いて原則として返却しない。
6. 著者校正は原則として初校のみとする。
7. 掲載料は無料とし、著者には掲載誌1部を贈呈する。別刷は実費負担とする。
8. 本誌掲載論文の著作権、複製権、上映権、譲渡権、翻訳・翻案権、公衆送信権等(送信可能化権を含む)は、発行人である京都府立医科大学附属北部医療センターに帰属するものとする。また、1) 著作物を排他的に出版する権利(オンライン出版を含む)、2) 自己または他者に委託して有料または無料で検索閲覧に提供する権利、3) 抄録索引サービス機関等、著作物の書誌および著者抄録をそのデータベースに使用する権利を有するものとする。本誌掲載論文の図表等を転載する場合は、事前に許可を得ること。
9. 本誌への投稿の際、他の文献より文章、図・表等を転載する場合は、あらかじめ著作権者の了解を得ること。上記8、9については「京都府立医科大学附属北部医療センター誌投稿論文における著作権に関する申し合わせ」参照のこと。

原稿執筆要領

- 1) 論文は原則として日本語、英語によるものとする。
- 2) 原稿は Word、Excel 等で作成し、20 字×20 行の A4 判横書きとする。文の終わりは「。」表記とする。邦文は現代かなづかいに従い、医学用語を除き当用漢字とする。投稿原稿枚数は、図表を含め、用紙 50 枚以内とする。欧文の場合は半角扱いで計算する。電子媒体で提出する。
- 3) 論文の構成は表題、著者名(ローマ字をつける)、所属(英訳をつける)、ランニングタイトル、原稿の枚数、図・表の数、要旨(200 字以内)、本文、文献、図の説明、表、図とする。キーワード3つを添える。すべての原稿に200語以内の英文抄録を付する。ただし、医師以外の投稿に関しては、英文抄録は必須としない。英文抄録の下の Key Words には米国国立医学図書館の Medical Subject Headings(MeSH)の専門用語を用いることとし、和文抄録の下のキーワードには医学中央雑誌刊行会の医学用語シソーラスを用いることとする。最近発

表された専門用語で適切な MeSH 用語及び医学用語シソーラスに掲載がない場合は、今使われている用語を使って差しさえない。

- 4) 英文タイトル、所属、Key Words の単語の初めは大文字とする。
- 5) 図表 (図表は 1 枚をもって A4 用紙 1 枚分とみなす) は合わせて 10 枚以内とし、鮮明なものを添付する。また、図表の挿入箇所を文中に指定する。図、写真は原則としてモノクロームとする。ただし、著者実費負担でカラー印刷することができる。
また、原則、和文論文は「図 1」、「表 1」と表記し、英文論文は、「Fig1」、「Table1」と表記する。それぞれ説明は和文論文は和文、英文論文は英文で記載する。ただし和文論文であっても図表を「Fig1」、「Table1」と表記し説明を英文で記載することは認める。
- 6) 数字は算用数字を用い、度量衡単位は CGS 国際単位を用いる。
- 7) 引用文献は、本文中に肩文字で引用番号をつけ、本文末尾に番号順に整理する。外国雑誌は Index Medicus、邦文雑誌は医学中央雑誌略名表による略名を使う。著者、表題、巻、頁、年は完全に記載し、共著者は 3 名までとする。

例) 1) 北部太郎：内科疾患と遺伝。分担。小川聡編集。内科学書、第 8 版。中山書店、東京、pp15-19, 2013.

2) Hokubu T, Yosano A, Miyazu Y, et al: Impact of Chronic Kidney Disease on Carotid Atherosclerosis According to Blood Pressure Category. Stroke 44:3537-3539, 2013.

3) 北部太郎、与謝野章、宮津陽子、他：パーキンソン病患者の歩行障害に対する 3 次元動作解析の試み。総合リハビリテーション 39:57-62, 2011.

4) 電子文献からの引用の場合は以下のとおりとする。

[例] 1) 入手先として URL を記述する場合

著者名 (全著者名). 題名. 雑誌名, 巻:最初頁-最後頁, 年号. 入手先, (入手日)
Li-Ling Y, Jyuhn-Yih H, Hong-Lan W. Acute Supportive Parotitis Treatment by Diode Laser Combined with ER:YAG Laser. LASER THERAPY ,21: 43-4,2012.
https://www.jstage.jst.go.jp/article/islsm/21/1/21_12-CR-04/_article, (参照 2012-05-15)

[例] 2) 早期公開の場合

巻・号・ページが未定、DOI を記述し、入手先として URL も記述
Lajos P, Fraser W, Hortobagyi GN. The Evolving Role of Endocrine Therapy for Early Stage Breast Cancer. N Engl J Med. Advance Publication, 2010, doi: <http://dx.doi.org/10.3919/jjsa.72.2797>.
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsa/72/11/72_11_2797/_article/-char/ja/,
(参照 2009-12-02)

[例] 3) ウェブサイトを記述する場合

著者名. “ウェブページの題名”. ウェブサイトの名称. 更新日付. 入手先, (入手日)
“平成 19 年度医療費の動向”. 厚生労働省.
http://www.mhlw.go.jp/topics/medias/year/10/dl/iryouchi_data.pdf, (参照 2009-07-01)

倫 理

- 1) ヒトを対象とした論文は、世界医師会総会 (World Medical Assembly) において承認されたヘルシンキ宣言 (2013 年修正) の精神に則って行われた研究であること。
- 2) 動物を用いた研究については「京都府立医科大学動物実験規程」等を遵守し、承認を得て研究を行い、その旨本論文中に明記すること。
- 3) 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省)等、国の定める医学研究に関する指針を遵守し、当該施設等の関係する委員会等の承認を得て研究を行い、その旨本論文中に明記すること。
- 4) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律や臨床研究法を遵守し、認定審査委員会の承認、所属機関承認、実施計画の厚生労働大臣への提出等所要の手続きを行ったうえで研究を行い、その旨本論文中に明記すること。
- 5) 本誌に投稿される症例報告等、患者を対象とした報告については本誌投稿論文における研究対象者のプライバシー保護に関する申し合わせに留意すること。なお、上記各号の法令等については、投稿時点で最新のものを確認のうえ、遵守すること。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 12 月から施行する。
- 2 この規程は、平成 21 年 1 月 9 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

京都府立医科大学附属北部医療センター誌投稿論文における 研究対象者のプライバシー保護に関する申し合わせ

平成31年3月1日

京都府立医科大学附属北部医療センター誌編集委員会決定

個人のプライバシーの尊重は、重視されなければならない、医療を実施するに際しての患者のプライバシー保護は医療者側に求められる重要な責務である。

また、医学研究における症例報告等は、医学・医療の進歩に貢献するために重要な役割を果たしている。

このため、本誌に掲載する医学論文等においては、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報に十分な配慮をし、患者のプライバシーを保護するために、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という。）及び「京都府個人情報保護条例」を遵守し、以下のとおり定めるものとする。

- 1) 患者個人の特定が可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」などの愛称は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。
- 3) 治療経過の年月日は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は『年月』までを記載してよい。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他施設において診断・治療を受けている場合は、その施設名並びに所在地を記載しない。但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6) 顔写真を提示することが不可欠の場合は、目部分等を隠し、個人が特定できないよう配慮する。
- 7) 症例を特定できる生検、手術摘出標本、剖検、画像情報などに含まれる番号などは削除する。

1)～7)までの配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身（または遺族か代理人、小児では保護者）から得て、その旨を論文等に記載するものとする。

とくに、個人が特定される可能性がある場合は、病歴は、個人情報保護法における「要配慮個人情報」に含まれるため、研究利用においては本人から、同意能力がないと判断される研究対象者の場合であっては代諾者からインフォームド・コンセントを取得すること。取得ができない場合であっても関連する倫理指針が求める「適切な同意」を得ること。

また、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省及び経済産業省）、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省）等、国

の定める医学系研究に関する倫理指針を遵守し、当該施設等の関係する委員会等の承認を得て研究を行い、その旨本論文中に明記すること。

なお、法令等については、投稿時点で最新のものを確認のうえ、遵守すること。

本誌に投稿された論文については、以上の申し合わせを承諾しているものとする。

京都府立医科大学附属北部医療センター誌投稿論文における 著作権に関する申し合わせ

平成 31 年 3 月 1 日

京都府立医科大学附属北部医療センター誌編集委員会決定

論文（著作物）を執筆されるにあたっては、著作権が発生します。その権利は著作権法によって保護されています。

したがって、他人の著作物を原稿の一部として利用する場合は、原則として著作権者の許諾を得る必要があります。また、自著からの利用であっても、著作権が発行所などに譲渡されている場合等については、無断で使用すると権利を侵害することになります。また、引用についても、正当な範囲内の利用でないと権利の侵害となることがありますので、十分な注意が必要です。

よって、本誌への論文投稿（依頼原稿も含む）にあたっての著作権の取扱について、下記のように申し合わせるものとする。

1. 本誌に論文を投稿するにあたって（依頼原稿執筆者も含む）、他者が著作権を保有する図・表・写真等の使用は、執筆者が事前に著作権者の了解を得た上で、出所の明示をすること。また、一部改変し転載する場合においては出版社のみならず著作者の承諾も必要となり、著作者の意に反する改変をして転載した場合は、著作権及び著作者の人格の侵害となるので注意すること。自著からの転載については、共同著作物であったり著作物を譲渡した著作物である場合は許諾を必要とする場合があるので事前に確認すること。なお、転載にあたり使用料が発生した場合は、執筆者の負担とする。
2. 翻訳・翻案等二次的著作物についての原著作者との間の著作権処理（翻訳権、翻案権等の許諾）についても、執筆者が行うものとする。
3. その他、著作物の著作権に関し疑義を生じた場合は、事前に申し出ること。

京都府立医科大学附属北部医療センター誌における 利益相反マネジメント

平成31年3月1日
京都府立医科大学附属北部医療センター誌編集委員会決定

大学や研究機関における産学連携活動が盛んになるにつれ、教育・研究を担う学術機関・団体としての社会的責任と、産学連携活動に伴い生じる個人の利益が衝突・相反する状態が必然的・不可避免的に発生する。こうした状態が利益相反（COI, conflict of interest）であり、京都府立医科大学においては、組織として、研究者の潜在的な COI を適切にマネジメントするシステムがすでに稼働している。

京都府立医科大学附属北部医療センター誌においては、そこで発表される研究内容の透明性、信頼性、専門性を担保するために、京都府公立大学法人の利益相反の管理に関する規程に準拠して、COI 状態の自己申告を全著者に求めることとする。著者が開示する義務のある COI 状態は、投稿内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

京都府立医科大学附属北部医療センター誌で発表を行う著者は全員、投稿時に、投稿規程に定める「COI 自己申告書」（様式1）により、COI 状態を明らかにしなければならない。（ただし、除外する諸欄については別途編集委員会で決定するものとする。）この様式は論文末尾、参考文献の直前の場所に印刷される。規定された COI 状態が無い場合は、同部分に、「開示すべき潜在的利益相反状態はない。」、”The authors indicated no potential conflict of interest.” などの文言を入れる。投稿時に明らかにする COI 状態は、論文投稿1年前から投稿時までのものとする。なお、個人情報保護の観点から、論文査読者には、提出された「COI 自己申告書」は開示しない。